手当・特例給付支給状況報告について」（令和四年二月二十一日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［７～21　略］

22　児童数（３歳未満）（六月以降対象外被用者・特例給付分）は、「令和三年度児童手当・特例給付支給状況報告の追加調査の実施について」（令和四年三月三十日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（追加調査）（以下「児童手当支給状況報告（追加調査）」という。）における別紙１－１表中区分「被用者」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

23　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

24　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

25　児童数（中学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「被用者」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数

手当・特例給付支給状況報告について」（令和三年二月二十六日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

［７～21　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］